



暮らしの中に

総務省

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業） の活用に向けた参考資料

令和6年11月  
総務省 地域力創造グループ

## 本資料の趣旨

総務省では、地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業を支援し、地域の経済循環を創出・拡大させるため、令和6年度から新たな特別交付税措置として「ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）」を創設しました。（制度についてはP2参照。）

そのような中、本制度について質問を多くいただく内容の回答・参考となる資料を作成しました。本制度の活用を検討いただく上でご利用いただければと存じます。

---

### Q1：どのような事例があるのか教えてほしい。

A1：国庫補事業と比較して要件が緩和されており、地域課題の解決や地域活性化に活用できる幅が広がるということから本制度を活用いただいた事例があります。（岐阜県山県市）  
また、当初は国庫補助事業の活用を検討していたが、国庫補助事業の活用が困難となった場合に地方単独事業を活用いただいた事例があります。  
（具体例はP3～5を参照）

---

### Q2：どのような審査体制で行うと良いのか教えてほしい。

A2：本制度では「市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認」が要件となっています。  
実際の事例では、以下のようなものがあります。

- ・審査会設置要綱に基づき設置した審査会による審査
- ・既存の協議会（審査員は商工会、建設会社、大学などにより構成）を活用した審査
- ・商工会に意見書をいただく形で確認

---

### Q3：補助要綱を新たに制定するにあたり、参考となるものが教えてほしい。

A3：P6～8に実際に要綱を制定されている自治体の例を掲載していますのでご参照ください。



# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：岐阜県山県市

## 【具体的内容①】

### 自治体名

- 岐阜県山県市

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：2,000千円（市予算額）
- 融資等：1,484千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費 など

### 審査の方法

- 山県市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

### 事業名

- 山県市北山地区の観光周遊促進プロジェクト

### 取組内容

- 過疎化・高齢化が進む市北部地域において、地元住民が提供する郷土料理が人気の農家レストランを移転し、周辺施設との連携、新たな情報発信拠点としての強化を目指す。

#### <自治体の声>

・単独事業は国庫補助事業と比較してモデル性の要件が省かれていること、融資額や交付額が小さい場合でも活用できることから、地域課題の解決や地域活性化に活用できる幅が広がると捉え、市単独の補助金要綱を策定した。

#### <事業者の声>

・市の廃校を活用した農家レストランが施設の老朽化により廃校での営業ができなくなり、新たな拠点で他の滞在拠点施設と連携した事業を計画し市に相談したところ、ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の案内があった。

## 【具体的内容②】

### 自治体名

- 北海道本別町

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：12,000千円
- 融資等：12,000千円
- 初期投資内容：施設整備費

### 審査の方法

- 要綱の第6条で「町長が認める団体の審査」もしくは「商工会が確認」となっており、今回は関連するSDGs・脱炭素推進協議会（審査員は商工会、建設会社、大学などにより構成）で審査。

### 事業名

- 本別町地域経済循環創造事業

### 取組内容

- コワーキングスペースを整備し、地域内外企業・自治体と連携して、地域商品のブランディング、空き店舗のサブリース事業を行うことで、地域内の社会課題を経済的取組によって解決できる事業モデルを構築する。

#### <自治体の声>

・国の補助事業の活用が困難になったため、地方単独事業に移行することとした。町で要綱等のルールを定めることによりスピード感を持って進められていることがメリットであると感じている。

#### <事業者の声>

・今回立ち上げる会社の前に、コンサルティング事業で本別町役場や民間事業者と関わってきた。  
・本別町に訪れるたび、様々な人と交流するうちに町に思い入れを持つようになったのがきっかけである。  
・また、この制度の最大利点は町に認められる事業となることであると感じている。さらに制度上、金融機関の融資審査を通過している事業として認知を受けることがさらなる強みとなり、その点がメリットだと感じている。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例③：群馬県南牧村

## 【具体的内容③】

### 自治体名

- 群馬県南牧村

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：15,000千円
- 融資等：18,000千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

### 審査の方法

- 役場の複数の部署と複数の金融機関にお声がけし、協議を行った。正式な審査はこれからとなるが、村の商工会には創業支援にあたりアドバイスや意見書のような形で確認をいただく予定。

### 事業名

- 有害鳥獣処理加工支援事業

### 取組内容

- 有害鳥獣による農林産物被害の軽減を図るため、捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効利用することを促進し、「南牧ジビエ」のブランド化を目指したジビエ商品の開発や販売等の事業を起業する事業者に対し、初期投資費用を支援する。

#### <自治体の声>

- ・南牧村では新規事業者からの相談を受け、村としても推進したい事業であったことから令和5年度より支援を検討していた。
- ・そのような中で群馬県よりローカル10,000プロジェクト（国庫補助）の活用についてご教授いただき、今年度中の事業開始に向けて具体的な協議を勧めていたところ、国の補助事業の活用が困難になったため代替えとなる支援施策を検討した結果、今回の地方単独事業の実施を行う事となった。
- ・国庫補助事業の補正対応及び次年度を待つことも考えたが、施設等の整備の期間も考えると事業の確実な実施が難しくなることや完全な新規事業者であったため実施予定者の生活を担保する観点からも早期な着手が望ましいのと判断で地方単独事業を活用することとなった。
- ・村の負担は大幅に増加するが、国庫事業については採択されるかも不確定なのに対し、地方単独事業であれば国庫補助の要件に沿う形で実施することで特別交付税の対象とすることが可能であり、確実な実施の見込みが立てられることも要因となった。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：岐阜県山県市

## 山県市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、山県市単独地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- （1） 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- （2） 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- （3） 市税を滞納していないこと。
- （4） 山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

（事業内容）

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために補助対象者が、初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付する。

- （1） 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- （2） 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- （3） 補助対象者にとってこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- （4） 補助対象経費のうち、補助金及び自己資金を除いた額（以下「融資額等」という。）については、次のいずれかの方法で資金調達をすること。

- ア 地域金融機関等による融資
- イ 地域活性化ファンドによる出資
- ウ 民間クラウドファンディングによる寄附

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が第8条に規定する交付決定の日以降から第

（審査会）

第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。

- 2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。
- 3 前項に係る内容については、非公開とする。
- 4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 5 第1項に規定する審査会の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

審査等

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：北海道本別町

## 本別町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

本別町告示第 号

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、本別町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和61年本別町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に会社を登記する新規性の高い地域課題への対応を行う民間事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

### （補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、施設整備・改修費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業構築費とする。

### （補助金の額）

第4条 補助金額は、交付対象経費から融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を除いた額を対象に、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

- （1）融資額等が補助金額と同額以上の額の場合 1,500万円
- （2）融資額等が補助金額の0.5倍以上同額未満の額の場合 800万円
- （3）融資額等が補助金額の0.5倍未満の額の場合 200万円

### （補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、本別町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）実施計画書
- （2）その他町長が必要と認める書類

### （補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を町長が認める団体の審査もしくは本別町商工会が確認し、補助金の交付を認めたときは、本別町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

審査等

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等



# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例③：群馬県南牧村

## 南牧村創業等促進事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、南牧村でローカル10,000プロジェクト事業又は当該事業に準ずる村の単独事業を活用し創業等をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南牧村補助金等に関する規則（昭和53年南牧村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項第1号及び第2号に規定する行為をいう。
- (2) 第二創業 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同年度内に先代から事業（会社を含む。）を引き継いだ者又は引き継ぐ予定の者が、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。
- (3) 創業等 創業又は第二創業をいう。
- (4) 会社創業等 産業競争力強化法第2条第28項第2号に規定する創業又は会社を引き継ぐ第二創業をいう。
- (5) 事業所 個人事業者にあつては事業の用に供する事務所等、会社にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。
- (6) 地域資源 本村の特産物として相当程度認識されている農林水産物及び鉱工業製品並びにこれらの生産に係る技術並びに文化財、自然の風景地その他観光資源をいう。
- (7) 地域の強み 本村における産業特性、地理的特性、人材・教育、地域の協力体制などをいう。
- (8) 創業支援等事業者 産業競争力強化法第127条第1項の規定により本村が作成する創業支援等事業計画において、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等を実施する者とされている者をいう。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」と

いう。）は、次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 継続性が十分見込める事業であること。
- (2) 本村の地域資源や地域の強みを活かした事業であること。
- (3) 本村の地域課題の解決に繋がる事業であること。
- (4) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。
- (5) 本村において新規性のある事業であること。
- (6) 雇用を創出する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
  - (2) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）
  - (3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
  - (4) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
  - (5) 事業の開始及び継続に対し、本村において他に補助金等の支援制度がある事業
  - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適切でない判断する事業
- （補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までに本村を事業所の所在地として創業等をする者で、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

- (1) 本村に住所を有する者であること。
- (2) 会社創業等の場合にあつては、当該会社の代表取締役若しくは代表社員又はこれらに就く予定の者であること。
- (3) 創業の経験がなく、又は申請時点で他の事業の経営をしていないこと。
- (4) 第7条第1号の事業計画書の作成に当たり、創業支援等事

業者の指導及び確認を受けていること。

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

③融資等

④新規性（新規事業）

審査等

## (参考) ローカル10,000プロジェクト (地方単独事業Q&A)

質問	回答
事業の必須要件は何か。	<p>ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる市町村の地方単独事業が対象となり、以下の4つが必須要件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型(地域資源の活用)</li> <li>②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること)</li> <li>③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディングによる資金の活用</li> <li>④新規性(新規事業であること)</li> </ul>
対象経費は何か。	<p>ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)と同様の施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費に加え、以下の経費(ただし、上限は1事業あたり合計200万円。)も対象となります。</p>
	<p>&lt;事業の立ち上げ段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・地域内外での需要動向調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・実施計画書の作成に係る経費(旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費)</li> <li>・実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費(広告宣伝費、調査費、委託費)</li> </ul>
	<p>&lt;事業立ち上げ後のフォローアップ段階に係る経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費(旅費、謝金、会議費、調査費、委託費)</li> </ul>
対象事業費について下限額はあるか。	下限額はありません。
審査はどのように行われるのか。	市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められるものとなります。
ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)との違いは何か。	<p>先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問いません。また、公費に対して融資等の額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費)が中心となる場合も活用可能です。</p>
市町村で新たに要綱を作る必要があるか。	<p>特別交付税措置の対象となるには、市町村における要綱に4つの要件が読み取れるように明記してもらう必要があります。新しく要綱を作るほか、既存の要綱を活用して4つの要件が読み取れるように明記してもらうことでも構いません。</p>